

八雲町合葬墓のご案内

町では、八雲墓地(豊河町11-1)内に八雲町合葬墓を設置しています。

【合葬墓とは】

合葬墓は、ひとつのお墓に多くのご遺骨を一緒に埋蔵する新しい形のお墓です。

現在、お墓を所有していない方、お墓は所有しているが、お墓の承継者がいないため撤去(墓じまい)を考えている方、焼骨を保持しているが埋蔵場所がない方、生前に自己のご遺骨の埋蔵場所を確保し

区分	条件	使用料
焼骨1体につき	使用者もしくは、被埋蔵者が八雲町に3ヵ月以上住所を有したことがある場合、または生前予約の場合	30,000円
	使用者および被埋蔵者が八雲町に住所を有した期間が3ヵ月未満である場合、または町外の方 ※生前予約はできません	45,000円
改葬焼骨2体まで	八雲町内の墳墓からの改葬	30,000円
	八雲町外の墳墓からの改葬	45,000円
改葬焼骨3体以上	八雲町内の墳墓からの改葬	50,000円
	八雲町外の墳墓からの改葬	75,000円
記名板 ※刻字1体分	希望により埋蔵された方の氏名を刻字	40,000円

使用料金

※埋葬できる期間は4月～11月までの積雪のない時期となります。

ておきたい方のためのお墓であり、町が永代にわたり管理を行います。

【使用について】

八雲町に住所がある方はもちろん、生前予約以外は町外の方も使用できます。

使用料金は、条件により異なり、表のとおりです。

使用を希望される方は、申請のうえ使用許可を受けていただく必要がありますので手続きを行ってください。

なお、合葬墓に埋蔵されたご遺骨は、返還することができませんのでご注意ください。

【申込・問い合わせ先】

環境水道課環境衛生係
☎0137-63-2020



不法投棄・不法焼却は法律で禁止されています

【不法投棄】

不法投棄とは、廃棄物(ごみ)を適正に処理せず、みだりに道路や山林、空き地などに捨てるもしくは埋め立てる不法行為のことです(自宅敷地内であっても処罰される場合があります)。

町内各所においても、タイヤ・家電製品・生活用品などの一般廃棄物のほか、企業の事業活動から排出されたとみられる産業廃棄物が不法投棄されている事案が数多く発生しています。

これらの行為は、美観を損なうだけでなく、生活環境や自然環境を悪化させ、さらには水質や土壌の汚染などの要因にもなりますので、絶対に行わないでください。

【不法焼却】

不法焼却とは、畑や空き地などで地面に穴を掘ったり、ドラム缶・コンクリートブロックなどで作った簡易焼却炉などを利用して廃棄物(ごみ)などを焼却する不法行為です。

不法焼却は、ダイオキシンや有害物質の発生原因になる

だけではなく、煙や悪臭で周辺住民の生活環境を悪化させ、さらには火災に発展しかねない不法行為です。絶対に行わないでください。

町では、不法投棄・焼却の違法行為に対して巡回、監視パトロールなどで防止に努め、悪質な行為を発見した場合は、八雲警察署・渡島総合振興局と連携し、厳しく指導を行っています。

不法投棄・焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金が科せられ、または併科させる場合があります。

【問い合わせ先】

・八雲警察署
刑事・生活安全課
☎0137-64-2110
・渡島総合振興局環境生活課
☎0138-47-9438
・環境水道課環境衛生係
☎0137-63-2020